

# 加古川中央市民病院 増築・改修整備事業

## 入札説明書

2021年 4月

地方独立行政法人加古川市民病院機構

## — 目 次 —

1. 入札説明書等の定義	1
2. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 発注者の名称	1
(3) 事業の概要	1
1) 施設の概要	1
2) 事業の範囲	2
(4) 事業方式	2
(5) 入札予定価格	2
(6) 支払い条件	2
(7) 事業期間	2
(8) 事業スケジュール	2
(9) 事業に必要と想定される根拠法令等	3
3. 入札説明書等の変更	5
4. 事業者の募集及び決定に関する事項	5
(1) 事業者の募集及び決定の方法	5
(2) 募集のスケジュール	5
(3) 入札に参加する者に必要な資格	5
1) 応募グループの構成等	5
2) 応募グループの参加資格要件	6
3) 応募グループの業務遂行能力に関する資格要件	7
4) 参加資格要件の適用	9
(4) 入札手続等	10
1) 入札説明書等に関する事項	10
2) 参加表明及び入札参加資格の確認	11
3) 入札参加資格確認通知	12
4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明	12
5) 入札	12
6) 入札にあたっての留意事項	15
7) 入札保証金	17
8) 開札	17
(5) 落札者の決定方法	17
1) 事業者選定委員会	17
2) プレゼンテーション	17

3) 落札者の決定及び公表.....	18
4) 落札者を決定しない場合.....	18
(6) 基本協定の締結について.....	18
5. 契約締結に関する基本的な考え方.....	18
(1) 契約内容の協議.....	18
(2) 契約保証金.....	18
(3) 契約締結に至らなかった場合.....	18
(4) 契約に係る契約書作成費用.....	18
6. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	19
7. その他事業の実施に関し必要な事項.....	19
(1) 情報公開及び情報提供.....	19
(2) 本事業に関する機構の担当部署.....	19
8. 本事業に関するアドバイザー及びその協力会社等.....	19

## 1. 入札説明書等の定義

地方独立行政法人加古川市民病院機構 加古川中央市民病院（以下「当院」という。）は、東播磨医療圏域の高度急性期・急性期をになう基幹病院として「いのちの誕生から生涯にわたって地域住民の健康を支え、頼られる病院であり続ける」理念にもとづき、安全で質の高い医療を提供するとともに、患者にやさしい療養環境、働きやすく学べる病院としての機能を拡充させるため「加古川中央市民病院 増築・改修整備事業」（以下「本事業」という。）を行うこととし、コスト縮減及び事業期間短縮が期待できる「設計及び建設業務を一括して発注する方式」（Design-Build=DB方式）を採用することとした。

当該入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業の事業者を決定するため、2021年（令和3）年4月9日に公告した総合評価による一般競争入札についての説明書である。なお、本事業における総合評価による一般競争入札とは、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「機構」という。）契約規程第12条に定める「総合評価による一般競争入札」をいうものとする。

入札説明書に添付されている次に掲げる書類も入札説明書と一体のものとして、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、各書類間に齟齬がある場合の優先順位は機構の判断によるものとする。

添付資料① 要求水準書

添付資料①-2 基本計画書

添付資料② 落札者決定基準

添付資料③ 様式集

添付資料④ 基本協定書（案）

添付資料⑤ 契約書（案）

## 2. 事業内容に関する事項

### （1）事業名称

加古川中央市民病院 増築・改修整備事業

### （2）発注者の名称

地方独立行政法人加古川市民病院機構 理事長 大西 祥男

### （3）事業の概要

#### 1) 施設の概要

本事業の対象施設は、増築棟及び既存建物、外構等とする。施設の詳細については、添付資料①「要求水準書」（基本計画書）参照のこと。

建築面積	1,150 m <sup>2</sup> 程度
延床面積	5,900 m <sup>2</sup> 程度 事業者の提案による。

## 2) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は次のとおりである。業務の詳細については、添付資料①「要求水準書」参照のこと。

- ① 設計業務
- ② 建設業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

## (4) 事業方式

本事業は、選定された事業者が、機構と契約を締結し、本事業の設計及び建設業務を遂行する方式（設計・建設業務一括発注方式（以下 DB 方式という））により実施する。

## (5) 入札予定価格

入札予定価格は ¥2,900,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とする。上記入札予定価格は、事業期間にわたって機構が事業者を支払う本事業の対価（金額）である。入札予定価格を超える額により行われた入札は失格となる。なお、最低制限価格は設定しないものとするが、適正な施工を確保するために総合評価において低入札価格調査制度を適用する場合がある。

## (6) 支払い条件

本事業に係る費用のうち、設計業務に係る費用については、完成後（建築確認申請済証受領後）に支払うことを予定している。また、建設業務に係る費用については、事業完工時に一括して支払うことを予定している。また、工事監理業務に係る費用についても、業務完了後に支払うことを予定している。なお、本事業に係る費用については、著しい物価変動があった場合に、契約書の定めに従い支払額の変更を行う。

## (7) 事業期間

事業契約の締結日から 2023 年 9 月末（予定）までの期間とする。

## (8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次に示すとおりである。2023 年 5 月末（予定）までに増築棟の引渡しを行い、その後本館の改修を実施、引き渡しを 2023 年 9 月末（期限）までに完了すること。

なお、本事業の計画策定にあたっては、2022 年 4 月末までに増築棟建設に着手することを前提とする。

時 期	内 容
2021年 7月	契約の締結（予定）
2021年 7月	本事業着手
2023年 9月末（期限）	本事業の引渡し期限（事業期間終了）

### （9）事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

#### 1) 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 建設業法
- ・ 建築士法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 文化財保護法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 道路法
- ・ 河川法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 宅地造成等規制法

- ・ 電波法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 駐車場法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 警備業法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 医療法
- ・ 健康保険法
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 健康増進法
- ・ その他関連法令等

## 2) 条例等

- ・ まちづくり基本条例
- ・ 加古川市景観まちづくり条例
- ・ 外広告物条例
- ・ 建築基準条例
- ・ 福祉のまちづくり条例
- ・ 景観の形成等に関する条例
- ・ 危険物の規制に関する規則
- ・ 環境の保全と創造に関する条例
- ・ 総合治水条例
- ・ 加古川市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ・ 加古川市開発事業の調整等に関する条例
- ・ 加古川市火災予防条例
- ・ 加古川市建築防災計画書指導要領
- ・ その他の関連条例等

## 3) 本業務の実施にあたり参考とする仕様等

- ・ 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

#### 4) その他参考とすべき基準等

- ・ 地方独立行政法人加古川市民病院機構が定める各種規程等

### 3. 入札説明書等の変更

入札説明書等公表後における事業者からの質問を踏まえ、入札説明書等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を機構のホームページ上で公表する。

### 4. 事業者の募集及び決定に関する事項

事業者の募集及び決定の方法は以下の通りとする。

#### (1) 事業者の募集及び決定の方法

事業者の募集及び決定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価による一般競争入札とする。

事業者の決定にあたっては、参加資格要件の審査、提案書の審査の2段階の審査を予定している。なお、提案書の審査の際には、プレゼンテーションを予定している(後4.(5)2)参照)。また、審査の結果、総合評価点が最も高かった者を「落札者」とし、「次点者」と併せ決定するものとする。

#### (2) 募集のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程			内 容
2021年	4月	9日(金)	入札公告
	4月	9日(金)	入札説明書等に関する質問の受付
2021年	4月	23日(金)	同上 質問締切
	5月	7日(金)	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(予定)
		12日(水)	参加表明書類受付
		14日(金)	参加資格確認結果通知書発送
	6月	18日(金)	入札書類(事業提案書を含む。)の受付及び開札
		29日(火)	参加者の評価(プレゼンテーション含む)
		30日(水)	落札者、次点者の決定
	7月	5日(月)	基本協定の締結
	7月		契約締結

#### (3) 入札に参加する者に必要な資格

##### 1) 応募グループの構成等

本事業の入札に参加する資格を有する者は、単体又は複数の企業で構成されるグループ(以下、単体、複数にかかわらず「応募グループ」という。)とし、応募グループは、本事業



業の建設業務を行う企業が代表企業となるものとし、代表企業以外の企業は構成企業とする。

応募グループは、下記のア～ウに掲げる企業で構成するものとし、参加表明書類の提出時において、各企業の企業名を明らかにするものとする。

ア 本事業の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）

イ 本事業の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

ウ 本事業の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）

なお、応募グループの構成等については、以下の点に留意することとする。

(ア) 設計企業、工事監理企業、建設企業が資格要件を満たしている場合は、他の業務（設計企業、工事監理企業、建設企業）を兼ねることを認める。

(イ) 代表企業、構成企業が他の応募グループに入ることはできない。

## 2) 応募グループの参加資格要件

応募グループは、以下のすべての参加資格要件を、参加表明書類の提出日（以下「資格審査基準日」という。）に満たすこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。

オ 清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。

キ 地方独立行政法人加古川市民病院機構契約規程第 2 条の 2 第 2 項の各号に該当するものとして機構の一般競争入札に参加できないとされていないこと。

ク 機構が本事業に係る基本計画策定業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関しては、後記 7. (1)「本事業に関する基本計画策定業務の委託企業及びその協力会社等」を参照のこと。

ケ なお、入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

コ 入札説明書4.事業者の募集及び決定に関する事項」の(5)に規定する事業者選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

サ 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者、又はその恐れのある者でないこと。

(ア) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。

(イ) 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

(ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。

a. 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。

b. 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。

シ 公告日から過去1年間において応募グループ又は、応募グループの役員が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されていないこと。

ス 公告日から過去1年間において応募グループ又は、応募グループの役員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されていないこと。

セ 公告日から過去1年間において応募グループ又は、応募グループの役員が建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されていないこと。

### 3) 応募グループの業務遂行能力に関する資格要件

応募グループを構成する企業のうち、設計企業、工事監理企業、建設企業(複数社可)は、それぞれ①～③に掲げる要件を資格審査基準日に満たすこと。なお、機構と本事業にかかる契約を締結した応募グループは、速やかに各業務を統括する統括管理責任者を選任し機構の承認を得ること。(各業務の管理技術者と兼ねることも可とする)

#### ① 設計企業

ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築若しくは増改築工事の設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。

ウ 2010年4月1日以降に免震構造の建物に係る新築工事の設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。

エ 管理技術者(本業務全体を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ)として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築若しくは増改築工事の設計業務を完了した実績を有すること。

(エ) 本業務に専任で配置すること。

オ 意匠担当主任技術者（管理技術者のもとで意匠分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。なお、意匠担当主任技術者は、管理技術者が兼務することができるものとする。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。

(エ) 本業務に専任で配置すること。

カ 構造担当主任技術者（管理技術者のもとで構造分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010年4月1日以降に免震構造の建物に係る設計業務を完了した実績を有すること。

(エ) 本業務に専任で配置すること。

キ 電気設備担当主任技術者（管理技術者のもとで電気設備分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。

(エ) 本業務に専任で配置すること。

ク 機械設備担当主任技術者（管理技術者のもとで機械設備分野を管理及び統括する技術者を指す。以下同じ）として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。

(エ) 本業務に専任で配置すること。

## ② 工事監理企業

ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築工事の工事監理業務を元請けとして完了した実績を有すること。

ウ 管理技術者として以下の条件をすべて満たす者をそれぞれ配置できること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 2010年4月1日以降に病院の新築工事の設計業務を完了した実績を有すること。

- (エ) 本業務に専任で配置すること。
- エ 電気設備担当主任技術者として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
  - (ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
  - (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - (ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
  - (エ) 本業務に専任で配置すること。
- オ 機械設備担当主任技術者として以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
  - (ア) 一級建築士又は建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
  - (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - (ウ) 2010年4月1日以降に病院の設計業務を完了した実績を有すること。
  - (エ) 本業務に専任で配置すること。

### ③ 建設企業

- ア 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（入札日において有効なもの（審査基準日から1年7カ月以内に限る。））の建築一式の総合評価点が1,600点以上の者（応募企業が複数社の場合は全てが満たすこと）
- ウ 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築若しくは増改築工事の建設業務を元請けとして完了した実績を有すること。
- エ 2010年4月1日以降に免震構造の建物に係る新築工事を元請けとして完了した実績を有すること。
- オ 管理技術者として以下の条件をすべて満たす者を配置できること。
  - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
  - (イ) 3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - (ウ) 2010年4月1日以降に300床以上の病院の新築若しくは増改築工事の建設業務を完了した実績を有すること。
  - (エ) 本業務に専任で配置すること。

## 4) 参加資格要件の適用

- ア 資格審査基準日以後、契約の締結までに、応募グループの代表企業又は、構成企業が当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募グループは失格とする。
- イ ただし、契約の締結までに応募グループが参加資格要件を満たすための手当てを行い、その内容を機構に書面で提出し、本事業の確実な履行に支障がないと認めた場合は、当該応募グループを失格としないことができるものとする。
- ウ 参加表明書類の提出により参加の意思を表明した応募グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、契約締結前であれば、特別の事情があり、資格・能力上支障がないと機構が判断する場合には、変更を認める

ことがある。

#### (4) 入札手続等

##### 1) 入札説明書等に関する事項

###### ① 入札公告

入札公告は2021年4月9日(金)とし、機構のホームページ上で公表する。入札説明書等についても同様のホームページ上で公表する。

###### ② 図面データの配布

要求水準書 別添資料1～5の電子データを収録したCD-Rの配布を次の要領で行う。

###### ア 配布期間

2021年4月9日(金)から4月23日(金)までの土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時まで

###### イ 配布場所

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町439番地  
加古川中央市民病院  
事務局 病院増築プロジェクト部

###### ウ 配布方法

事前に電話にて予約の上、資料を受領すること。  
電話番号：079-451-6072

###### ③ 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載の内容に関する質問の受付を次の要領で行う。

###### ア 提出期間

2021年4月9日(金)から4月23日(金)午後5時必着

###### イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書提出届」及び各「入札説明書等質問書」(「様式集」参照)を電子メールで下記提出先に提出すること。電話、FAX、訪問による質問は受け付けない。なお、質問書を提出した場合、その旨電話にて伝えること。

書式	様式集参照(任意でも可)
提出先	機構管理本部 病院増築プロジェクト部
提出先メールアドレス	<a href="mailto:shisetsu@kakohp.jp">shisetsu@kakohp.jp</a>

###### ④ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答の公表を次の要領で行う。

###### ア 公表日(予定)

2021年5月7日(金)

###### イ 公表方法

回答については、原則、機構のホームページ上で公表する。なお、質問者の企業名等は公表しないものとする。

ホームページアドレス：<http://www.kakohp.jp>

また、機構は、質問・意見に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

## 2) 参加表明及び入札参加資格の確認

応募グループは、参加表明書類を提出し、応募グループの参加資格要件及び業務遂行能力に関する資格要件について審査を受けること。

なお、期限までに参加表明書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

### ① 提出方法等

ア 提出日時

2021年 5月 12日（水）午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町 439 番地

加古川中央市民病院 事務局 病院増築プロジェクト部

ウ 提出方法

代表企業が持参により提出すること。

### ② 提出書類等

参加表明書類は下表による。なお、各様式は様式集参照のこと。

提出部数は10部（うち1部は正本）とし、二穴 A4 サイズのファイルで綴じた状態で提出すること。なお、電子データで作成する書類については、内容を記録した CD-R を1部添付して提出すること。

名称	様式	電子データ
参加表明書	2-1	PDF
一般競争入札参加資格確認申請書	2-2	PDF
グループ構成員及び担当者等一覧表	2-3	PDF
委任状	2-4、2-5	PDF
参加グループ全企業の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）、参加グループ全企業の印鑑登録証明書（3 カ月以内の証明）	—	PDF
入札参加資格確認書類提出届	2-6	PDF
病院増築・改修整備事業の設計業務を行う者に関する資格	2-7	PDF
設計企業の一級建築士事務所登録を証明する書類	—	PDF
専任する各技術者の資格証、雇用証明証等の写し	—	PDF
設計企業及び各技術者の設計実績を証明する書類	—	PDF

病院増築・改修整備事業の工事監理業務を行う者に関する資格	2-8	PDF
工事監理企業の一級建築士事務所登録を証明する書類	—	PDF
専任する各技術者の資格証、雇用証明証等の写し	—	PDF
工事監理企業及び各技術者の実績を証明する書類	—	PDF
病院増築・改修整備事業の建設業務を行う者に関する資格	2-9	PDF
建設業許可証明書（3ヶ月以内の証明）	—	PDF
建設企業の経営事項審査結果通知書	—	PDF
専任する管理技術者の資格証、雇用証明証等の写し	—	PDF
施工実績調書	2-10	PDF
契約書の写し、建築計画概要書及び図面の写し、検査済証（又は竣工写真）	—	PDF
工事施工証明書（必要な場合のみ）	2-11	PDF
施工実績調書に記入する物件の契約書原本、発注者の印鑑登録証明書、建物の登記簿謄本（工事施工証明書提出時のみ）	—	PDF
暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者、又はその恐れのある者ではないことに係る誓約書	2-12	PDF

### 3) 入札参加資格確認通知

応募グループの入札参加資格の確認の結果は、2021年5月14日（金）までに応募グループの代表企業に対して「参加資格確認結果通知書」の送付により通知する。

入札参加資格があると認められた者に対しては、機構は、本事業における提案書（事業提案）表紙に記載する提案受付番号を交付する。

### 4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

入札参加資格がないと認められた者は、機構に対し、書面により理由の説明を求めることができる。

#### ア 提出期限

2021年5月21日（金）午後5時まで

#### イ 提出場所

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町439番地  
地方独立行政法人加古川市民病院機構 加古川中央市民病院 3階  
病院増築プロジェクト部

#### ウ 提出方法

代表企業が持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

#### エ 回答期限及び方法

2021年5月28日（金）までに書面により通知する。

### 5) 入札

入札を次の要領で行う。

① 提出方法等

ア 提出日時

2021年 6月 18日（金）午前11時

イ 提出場所

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町 439 番地

地方独立行政法人加古川市民病院機構 加古川中央市民病院 3階 会議室 1

ウ 提出方法

代表企業が持参により提出すること。

② 提出書類等

入札時の提出書類及びその提出部数は下表による。

提出書類			提出部数
ア 入札書類			1部
イ 提案書 (事業提案)	提案書(事業提案)提出書		10部(うち1部は正本)
	施設計画(建築・設備)提案図面	第1分冊	10部(うち1部は正本)
	施設計画(建築・設備)提案書	第2分冊	10部(うち1部は正本)
ウ 要求水準等に関する確認書			10部(うち1部は正本)

ア 入札書類

入札書類は下表による。各様式は「様式集」に従い、入札参加者名等を表記して1部提出すること。なお、下表のうち入札書(様式4-3)については封筒に入れ密封すること。なお、入札書に記入する金額については、後記「④入札書に記入する金額」を参照すること。また、内容を記録したCD-Rを1部添付して提出すること。

名称	様式	備考
入札書類提出届	3-1	PDF
入札書類提出一覧表	3-2	PDF
入札書	3-3	PDF

イ 提案書(事業提案)

提案書(事業提案)は下表による。各様式は「様式集」に従い作成すること。提案図面に関しては、作成ソフトは自由とするが、電子データの提出にあたってはPDF形式とすること。

なお、提案書(事業提案)については、提案図面を除き二穴A4サイズのファイルで分冊ごとに綴じた状態で提出すること。提案図面についても分冊ごとに適宜ファイル綴じの上、提出すること。なお、取り外しが可能なものとする。

また、内容を記録したCD-Rを1部添付して提出すること。



名称	様式	備考
提案書（事業提案）提出書	4-1	
施設計画（建築・設備）提案図面	(第1分冊)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設計画（建築・設備）提案図面 表紙</li> <li>・配置図</li> <li>・各階平面図</li> <li>・立面図</li> <li>・断面図</li> <li>・展開図</li> <li>・外観透視図</li> <li>・内観透視図</li> </ul>	5-1	
施設計画（建築・設備）提案書	(第2分冊)	
施設計画（建築・設備）提案書 表紙	6-1	
施設概要	6-2	
建設工事費等	6-3	
駐車場計画及び外部動線計画	6-4	
工程計画	6-5	
急性期総合医療、救急医療を提供する機能についての提案書	6-6	
将来の高度医療導入可能な可変性、拡張性についての提案書	6-7	
働きやすく、学べる病院としての環境についての提案書	6-8	
自然災害時にも機能維持できる設備についての提案書	6-9	
医療安全、防犯、セキュリティの確保についての提案書	6-10	
魅力ある建物の空間構成や信頼性のある構造計画についての提案書	6-11	
ライフサイクルコストの低減についての提案書	6-12	
自然環境への負荷低減についての提案書	6-13	
周辺環境との調和についての提案書	6-14	
実施体制についての提案書	6-15	
施工計画についての提案書	6-16	
その他、特筆すべき事項についての提案書	6-17	

ウ 要求水準等に関する確認書

要求水準等に関する確認書は下表による。「様式集」に従い作成すること。なお、内容を記録したCD-Rを1部添付して提出すること。

名称	様式	備考
要求水準等に関する確認書	7-1	PDF

### ③ 提案書（事業提案）の作成要領

審査の公平を期すため、入札参加者は匿名として審査を行う。よって、提案書（事業提案）の各分冊の表紙（様式 5-1、6-1）には、各様式の所定の欄に、上記 3）で交付する提案受付番号を記載し、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

ただし、提案書（事業提案）のうち正本 1 部については、表紙においては入札参加者名、表紙以外の各様式についても、入札参加者名（代表企業名及び構成員名）を明らかにすること。

#### ア 施設計画（建築・設備）提案図面

施設計画（建築・設備）提案図面を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

項目	内容	※2	枚数
設計図面 (着色も可)	配置図	A3 : 1/500 (程度)	1 枚
	各階平面図	A3 : 1/300 (程度)	必要枚数 (各階 1 枚)
	立面図 (4 面)	A3 : 1/300 (程度)	1 枚
	断面図 (2 面以上)	A3 : 1/300 (程度)	1 枚
	展開図 (適宜 4 面) ※1	A3 : 1/300 (程度)	1 枚
透視図 (着色のこと)	外観透視図 (A3 版 : 適宜)		1 枚
	内観透視図 (A3 版 : 適宜)		1 枚

※1：全体の展開図や部分の詳細図の組み合わせについては自由とする。

※2：折り込まないで提出すること。

#### イ 施設計画（建築・設備）提案書

施設計画（建築・設備）提案書を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。表現にあたっては、表・図、スケッチ等を使用してもよい。なお、着色も自由とする。記載内容は、抽象的な表現を避け、できる限り具体的に記述すること。

### ④ 入札書に記入する金額

入札書には、本事業の対価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

## 6) 入札にあたっての留意事項

#### ア 入札説明書の承諾

応募グループは、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

#### イ 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて応募グループの負担とする。

#### ウ 公正な入札の確保

応募グループは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募グループを参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

#### エ 入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者が行った入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (ウ) 代表企業以外の者が行った入札
- (エ) 入札書類等に虚偽の記載がある入札
- (オ) 記名押印を欠く入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (キ) 応募グループ及びその代理人が行った 2 以上の入札
- (ク) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

#### カ 本事業に関する提案内容を記載した提案書(事業提案)の取扱い

##### (ア) 著作権

本事業に関する提案書(事業提案)の著作権は応募グループに帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他機構が必要と認める時には、機構は提案書(事業提案)の全部又は一部を使用できるものとする。

##### (イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

##### (ウ) 機構からの提示資料の取扱い

機構が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

##### (エ) 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、提案書（事業提案）における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 入札書類等の返却

応募グループから提出された入札書類等は返却しない。

## 7) 入札保証金

契約規程第5条第2号に基づき、入札保証金を免除する。

## 8) 開札

開札は、原則として応募グループの立会い（入室は1応募グループにつき2名まで）の下で行う。

なお、開札により、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は失格とする。

この際に、開札の場で入札価格の公表は行わない。

なお、後日、応募グループの応募グループ名及び企業名を機構のホームページ上で公表する予定である。

### ① 開札日時

2021年 6月 18日（金）午前11時30分（予定）入札状況により多少前後します。

### ② 開札会場

5) ① イの提出場所に同じ。

## (5) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は総合評価による一般競争入札方式とし、4（3）により機構が入札参加資格を有すると認めた者について、後記の事業者選定委員会が、別添資料②「落札者決定基準」に基づき入札書類及び提案書（事業提案）により審査を行い、審査結果を機構に提出する。機構は、この審査結果を踏まえ、落札者及び次点者を決定するものとする。

詳細は別添資料②「落札者決定基準」を参照のこと。

### 1) 事業者選定委員会

審査は、事業者選定委員会が落札者決定基準に基づき行う。なお、事業者選定委員会の委員（構成員9名）は公表しない。

### 2) プレゼンテーション

提案書（事業提案）の審査にあたっては、プレゼンテーションを予定している。

なお、実施の日時、方法等については、応募グループ代表企業に対して別途通知するものとする。

### 3) 落札者の決定及び公表

#### ① 落札者の決定

機構は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえて、落札者及び次点者を決定する。

#### ② 審査結果及び評価の公表

審査結果は、2021年7月初に応募グループの代表企業に文書で通知し、併せて機構のホームページ上で公表する予定である。なお、電話等による問合せには応じない。

### 4) 落札者を決定しない場合

機構は、事業者の募集、入札提案の評価及び選定において、最終的に、応募グループがない、あるいは、いずれの応募グループにおいても機構の目標達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を決定せず、その旨を速やかに公表する。

### (6) 基本協定の締結について

機構は、本事業に係る落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

## 5. 契約締結に関する基本的な考え方

### (1) 契約内容の協議

機構は提案内容に基づき、事業者と契約内容に係る協議を行い、当該協議の内容に基づき、落札者と契約を締結するものとする。なお、契約書の詳細については、別添資料⑤「契約書(案)」を参照のこと。

### (2) 契約保証金

事業者は、本事業の対価に相当する金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、地方独立行政法人加古川市民病院機構契約規程第23条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

### (3) 契約締結に至らなかった場合

落札者となった応募グループとの交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、機構は次点者となった応募グループと契約交渉を行う。

### (4) 契約に係る契約書作成費用

契約書の検討に係る事業者の弁護士費用、印紙代等、事業者側で契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

#### **(5) 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

契約の解釈について疑義が生じた場合、機構と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、神戸地方裁判所（姫路支部）を第一審の専属管轄裁判所とする。

### **6. その他事業の実施に関し必要な事項**

#### **(1) 情報公開及び情報提供**

本事業に関する情報提供は、機構のホームページ等を通じて適宜行う。

#### **(2) 本事業に関する機構の担当部署**

〒675-8611 兵庫県加古川市加古川町本町 439 番地

加古川中央市民病院 事務局 病院増築プロジェクト部

電話番号 079-451-6072

F A X 079-451-5541

電子メールアドレス：[shisetsu@kakohp.jp](mailto:shisetsu@kakohp.jp)

ホームページアドレス：<http://www.kakohp.jp>

### **7. その他**

#### **1) 本事業に関する基本計画策定業務の委託企業及びその協力会社等**

本事業に関する基本計画策定業務を委託した企業は次の通り。

- ・株式会社 綜企画設計